

## 造林事業における入札・契約方式について(林野庁長官宛)

同一の市町村管内を施行地とする造林事業で競争入札により契約を締結している事業主体がある場合に、随意契約を競争入札に変更したと仮定して試算した低減できることになる  
国庫補助金相当額(支出) 1億6281万円

### 1 造林事業における入札・契約方式の概要

林野庁は、森林法（昭和26年法律第249号）等に基づき、森林の適正な整備を推進することなどを目的として、都道府県等の事業主体が森林整備又は治山の一環として植栽、下刈、間伐等の造林事業を行う場合に、その事業に要する費用の一部について国庫補助を行っている。

そして、都道府県及び市町村が森林組合、民間事業者等と造林事業に係る請負契約等を締結する場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号）等により、原則として、一般競争入札によることとされているが、その性質又は目的が一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に適しない場合等には随意契約によることができるとされている。また、林業公社が造林事業に係る請負契約等を締結する際には、自らが定めた内部規程により、競争入札又は随意契約によることとされている。

平成20年3月に閣議決定された「規制改革推進のための3か年計画（改定）」において、意欲のある林業経営者等の事業拡大を図るため、都道府県等が行う造林事業に係る森林組合への随意契約については、見直しを含め、必要な措置を講ずることとされた。さらに、21年3月に閣議決定された「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」において、国、都道府県を問わず、造林事業を行う場合には競争入札がなされるよう取組を強化することとされた。

これに関し林野庁は、各都道府県に対して、「造林関係事業における競争入札の推進について」等の通知文書を発している。そして、内閣府が22年12月に公表した「規制改革推進のための3か年計画等のフォローアップ結果について」において、林野庁は、造林事業の実施に際しては競争入札の導入が推進されるよう都道府県等を指導するなどして、措置を講じたとしている。

### 2 本院の検査結果

本院は、21、22両年度において、13道府県、13道府県管内の284市町村及び11林業公社が事業主体となって実施した造林事業に係る請負契約等計4,812件（事業費計312億6804万余円、うち国庫補助金計157億7629万余円）を対象に、検査した。

検査したところ、9道府県、221市町村及び7林業公社が事業主体となって行った造林事業について計2,336件の随意契約（事業費計151億6779万余円、うち国庫補助金計69億0828万余円）が締結されており、その契約全体に占める割合は、件数、事業費ともに48.5%となっていた。また、随意契約の相手方については、計2,115件（事業費計101億6001万余円、うち国庫補助金計48億4421万余円）の契約が森林組合と締結されており、森林組合と随意契約を締結している割合が高い状況となっていた。したがって、通知文書を発しているにもかかわらず、随意契約によっている割合が高いなど、競争入札の導入が推進されているとはいえない状況であると認められた。

また、13道府県のうち、21、22両年度において、造林事業に係る請負契約等の全てを随意契約から競争入札による方式に変更していたのは宮崎県のみであり、同県は、従来、森林整備に精通していることなどを理由として、森林組合と随意契約により造林事業に係る契約を締結していたが、21年10月以降、国の方針に沿って競争入札の推進を図るため、指名競争入札による方式に変更していた。そして、造林事業の施行地がA市管内である契約についての平均落札率等についてみると、21年度の9月以前の随意契約に比べて、21年度の10月以降の指名競争入札では5ポイント、22年度の指名競争入札では約11ポイント低くなっていた。また、民間事業者が競争入札に参加し、落札するなどしていた。したがって、宮崎県は、入札・契約方式を変更したことにより競争の利益を享受していると認められた。

上記のとおり、造林事業に係る契約の全てを随意契約から競争入札による方式に変更した事業主体においては、競争の利益を享受していると認められたことから、これを踏まえて、どのような場合に入札・契約方式を随意契約から競争入札に変更することができるか検討した。

その結果、同一の市町村管内において造林事業を行う場合、一般に、造林事業の施行地の地理的状況、競争入札に参加し得る事業者等の所在条件等は類似していると考えられる。また、地方公共団体は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）を踏まえて制定した規程により、競争入札を実施した契約に係る入札結果等の情報を公表することとしており、事業主体は、入札結果等の情報を容易に入手することができる状況となっている。これらのことから、競争入札により造林事業に係る請負契約等を締結している事業主体がある場合には、同一の市町村管内を施行地とする造林事業については、原則として競争入札により契約を締結することが可能であると認められる。

そこで、造林事業の施行地が同一の市町村管内であって、同一年度に事業主体により入札・契約方式が異なっている事態がないか検査したところ、11道県の延べ346市町村の管内において事業主体により入札・契約方式が異なっている事態が見受けられた。

このように、同一の市町村管内を施行地とする造林事業について、競争入札により請負契約等を締結している事業主体がある場合、一般的には、競争入札によることにより競争の利益を享受できると認められる。したがって、そのような場合には、原則として、当該事業主体以外の事業主体についても競争入札を導入する必要があると認められる。

したがって、本院において、延べ346市町村の管内における造林事業について、随意契約から競争入札による方式に変更したと仮定して、随意契約により行った契約の予定価格に、同一の市町村管内において同一年度に競争入札により行った契約の平均落札率を乗ずるなどして事業費等を試算したところ、競争入札を導入していれば事業費3億4865万余円（国庫補助金相当額1億6281万余円）が低減できることになる。

都道府県等の事業主体が行っている造林事業において、同一の市町村管内を施行地とする造林事業について、競争入札により請負契約等を締結している事業主体がある場合には、原則として他の事業主体においても、競争入札によることが可能であり、これにより競争の利益を享受できると認められるのに、随意契約により造林事業を行っている事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

### 3 本院が要求する改善の処置

都道府県等の事業主体が造林事業を実施するに当たって、「規制改革推進のための3か年計画（改定）」等に対する林野庁の措置の実効性が確保されるとともに、意欲のある林業経営者等の事業拡大や契約の透明性の確保、コストの縮減が図られるためには、競争入札の導入がより一層推進されることが必要である。

については、林野庁において、都道府県等の事業主体に対し、競争入札を導入することについての検討を十分行うこと、特に、同一の市町村管内を施行地とする造林事業について競争入札により請負契約等を締結している事業主体があるか調査して、競争入札により請負契約等を締結している事業主体がある場合には、競争の利益を享受し、入札・契約方式の一層の適正化を図るため、原則として競争入札によることなどを指導するよう改善の処置を要求する。